

事業者の皆さまから
雇用調整助成金(特例措置)等
に関する相談に応じます

社会保険労務士による



無料電話相談

0800-2003-363

令和2年5月3日(日)～7月17日(金)

※ただし、5月4・5・6日、土曜日を除く。

午前9時～午後4時

(5月3日については正午～午後5時)

- 相談時間は、**1回につき60分以内**です。
より多くの方の相談を受け付けるため、
予めご了承ください。
- 電話が込み合っていて、つながりにくい
場合があります。その際はお手数ですが、
少し時間をおいてからお掛け直し下さい。

【事業の目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金の特例措置等を活用しようとする市内事業者の皆さまに向け、社会保険労務士による無料電話相談を実施します。制度の確認や申請手続きなどの相談に応じ、雇用の維持を図ることを目的としています。

社会保険労務士 とは？

労働・雇用や社会保険に関する国家試験に合格した資格を有する者です。企業に対する人事や労務管理業務に関する業務の代理、相談、指導などを行います。また、個人からの労働に関する相談に応じています。

■問合せ先

浜松市 産業総務課

浜松市中区元城町103-2

電話 053-457-2115